

遺伝子組換え農作物の使用等の評価における生物多様性影響評価情報の検討結果（報告）  
に関する意見募集の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成22年3月16日（火）から4月15日（木）まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数	2通
整理した意見数	2件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「生物多様性影響評価情報の検討について」に対する意見の概要及び対応方針について  
(平成22年3月16日～4月15日)

	意見概要	意見要旨	対応方針	件数
1	雑草性のある植物の評価について	別紙1においては「雑草性のある交雑可能な植物種は存在するのか」と明記しており、雑草性のある作物についても、遺伝子組換え農作物との交雑による影響を考慮しているように解釈できます。しかし、別紙3では「遺伝子組換え植物と野生植物の交雑性に起因する生物多様性影響の評価」と評価対象を野生生物に限定しており、別紙1との整合性がとれているとは考えられません。	<p>遺伝子組換え農作物による生物多様性影響の評価にあたっては、生物多様性影響評価検討会において、我が国の生物多様性を保全する観点から影響を受ける我が国在来の野生動植物が存在するかどうか、存在する場合は、その影響について、「競合における優位性」、「有害物質の産生性」、「交雑性」、「その他の性質」という観点から検討されており、外来植物（もともと農作物として栽培されていたもので我が国の野外にも自生するようになった植物を含む）自体への影響は、評価の対象とはなりません。</p> <p>ただし、外来植物と遺伝子組換え農作物の交雑により生じた雑種が「競合における優位性」などを発揮することにより、我が国の在来野生動植物に影響を及ぼすことはないかという観点からは、検討がなされています。こうした間接的な影響は、遺伝子組換え農作物が在来野生動植物に及ぼす「競合における優位性」「交雑性」「有害物質の産生性」にかかる直接的な影響とは区別して、「その他の性質」として生物多様性影響評価書に記載されます。</p> <p>別紙1は、「隔離ほ場における栽培等」の申請の際、上記のような複数の観点からの評価を行うために必要なデータを申請者が判断する際の参考としていただくために作成されたものであるため「雑草性のある交雑可能な植物種」の有無について言及しているものであり、個別の評価項目である在来野生植物との「交雑性」に関する記述である別紙3と齟齬が生じるものではございません。</p>	1
2	分子生物学的特性が明らかでない遺伝子組換え作物の評価について	分子生物学的特性が明らかでない遺伝子組換え作物の評価については、早急に具体的な検討を進めていただきたい。諸外国に比べて、我が国では遺伝子組換え作物の野外での	ご指摘の件につきましては、本報告において「我が国においても、遺伝子組換え技術を利用した品種育成を行うにあたっては、分子生物学的特性の詳細が明らかでない初期世代を隔離ほ場でスクリーニングすることを想定される。今後、当該ケースに関する「隔離ほ場における栽培等」の評価については、宿主の種類、導入遺伝子の特性、隔離ほ場の管理措置の状況等を考慮して整理する必要があるが、具体的な事例等を基に検	

	<p>選抜に対するハードルが高く、民間企業や大学等において研究開発が滞る原因となっています。</p> <p>勿論、一般栽培への移行についてはイベント毎の審査がよいと思いますが、隔離ほ場内であれば、遺伝子拡散等の環境への影響はイベント毎でも宿主毎でもほぼ同じと考えます。</p>	<p>討すべきである。」とされているとおり、今後、具体的な申請等を受け、検討されることとなります。</p>	
--	--	---	--

(参考)

意見提出数

2 通

整理した意見数

2 件